

代行事業者さま送付用  
(高圧指定ルール)

ご不明な点は下記までお尋ねください。

〒100-0004  
東京都千代田区大手町〇〇

(株)〇〇電気サービス 様

〒810-8720  
福岡市渡辺通1-8-2

九州電力株式会社  
営業本部 再エネグループ(契約関係)  
配電本部 配電系統計画グループ(PCS関係)

TEL

092-761-3031

営業時間

平日 9:00~17:00

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

<http://www.kyuden.co.jp/>

URL

※上記URLから弊社ホームページにアクセスいただき、  
お問合せフォームからお問合せください。

## 《重要なお知らせ》

### 太陽光発電設備に関する出力制御機能付 パワーコンディショナ(PCS)への切替等について

平素は、当社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社では、平成26年3月に相当数の再エネ(主に太陽光発電)のお申込みが集中したことから、今後、どの程度の太陽光発電の接続が可能かの検討(接続可能量 ※1の算出)を行い、平成26年12月に公表しております。

- \* 接続可能量を超えて接続する太陽光連系については、当社が太陽光発電の出力制御が必要と判断した場合に、無補償での出力制御(※2)に応じていただきます。  
(平成27年1月法改正)

九州本土の太陽光発電のうち平成27年2月以降の連系承諾分については、出力制御が必要となった場合にご協力していただくこととしておりますが、貴社より申込みをいただいた別紙1のお申込み(連系済)については出力制御の対象となっております。

- \* 制御に必要な「出力制御機能付PCS(※3)」については、これまで開発されていなかったため、開発完了後、速やかに対応いただくこととしておりました。

このため、今後「出力制御機能付PCS」への切替を行っていただく必要がありますが、この度、各メーカーさまが「出力制御機能付PCS」を開発され、切替に関する受付準備が整いました(※4)ので、既存のPCS切替手続きのご案内をさせていただきます。

つきましては、発電事業者さまへご連絡のうえ「出力制御機能付PCS」への切替手続きのお申込をお願いいたします。(詳細は、別紙2をご参照ください)

なお、お手続きに伴う費用(工事費、通信費用など)につきましては、発電事業者さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

- \* 本書は、申込代行事業者さま宛に送付しております。  
大変お手数ですが、発電事業者さまへご連絡のうえ、添付資料(発電事業者さま用)をお渡しいただきますようお願いいたします。

(※1~4)については裏面をご覧ください。

※当社へのお申込みは、平成28年12月末までを目途にお願いします。

#### 【ご注意事項】

出力制御機能付PCSへの切替は、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものです。  
お手続きに応じていただけない場合は、太陽光連系に関するご契約が解約となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上



### (※1) 接続可能量とは？

- 電気は、消費（ビル、商店、ご家庭などの電力使用量）と発電（当社発電所や太陽光による発電など）が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。

・ 昼間の消費電力（ビル、商店、ご家庭など）を太陽光による発電量が上回った場合、電力の需要と供給のバランスが崩れ、電気を安定してお届けすることが困難となります。  
（特に電気の需要の少ない春や秋に発生する可能性があります）

- 太陽光の申込みが急速に伸びている状況を踏まえ、太陽光などの発電量が需要を上回った場合は、その発電量の制御が必要となります。
- FIT制度において、電力会社が30日、360時間の上限を超えて出力制御を行わなければ追加的に受入不可能となる時の「太陽光発電の受入れ可能な量」を「接続可能量（30日等出力制御枠）」といいます。（当社で算出し、国により確定）

### (※2) 無補償での制御とは？

- 九州本土では既に「接続可能量（30日等出力制御枠）」を超えたお申込みを受けており、これらのお申込み分は、全て、太陽光発電の無制限の出力制御対象となります。
- このため、需給バランス上、出力制御が必要となった時点で、無制限・無補償で出力制御に協力していただくこととなります。

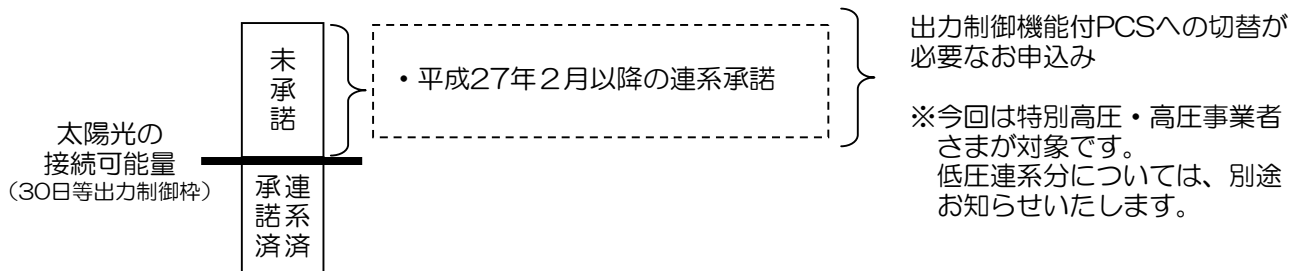
・ 太陽光の申込量が接続可能量を超えて、太陽光などの発電量の出力を制御する必要が生じた際は、法律により、無補償で出力制御に応じていただく必要があります。（余剰買取の場合、自家消費分を除いた余剰買取分が対象）  
（平成27年1月の再エネ特措法省令の改正によるもの）

注）出力制御の時期は、今後の太陽光の導入状況や需給バランスを見極めながら、必要性を判断することとなりますので、現時点では具体的な時期は決定しておりません。

### (※3) 出力制御機能付PCSとは？

- PCS（パワーコンディショナー）には、太陽光発電設備により発電した電気を安定した出力に整えて、当社系統へ連系する役割があります。
- このPCSの機能を活用し、当社系統に連系する発電量を自動で制御することが可能なPCSを「出力制御機能付PCS」といいます。

・ 接続可能量を超えての太陽光のお申込みにつきましては、連系にあたり、発電事業者さまにおいて出力制御が可能となる設備（出力制御機能付PCS）の設置及びその費用負担を行うことが法律により義務付けられています。  
（平成27年1月の再エネ特措法省令の改正によるもの）



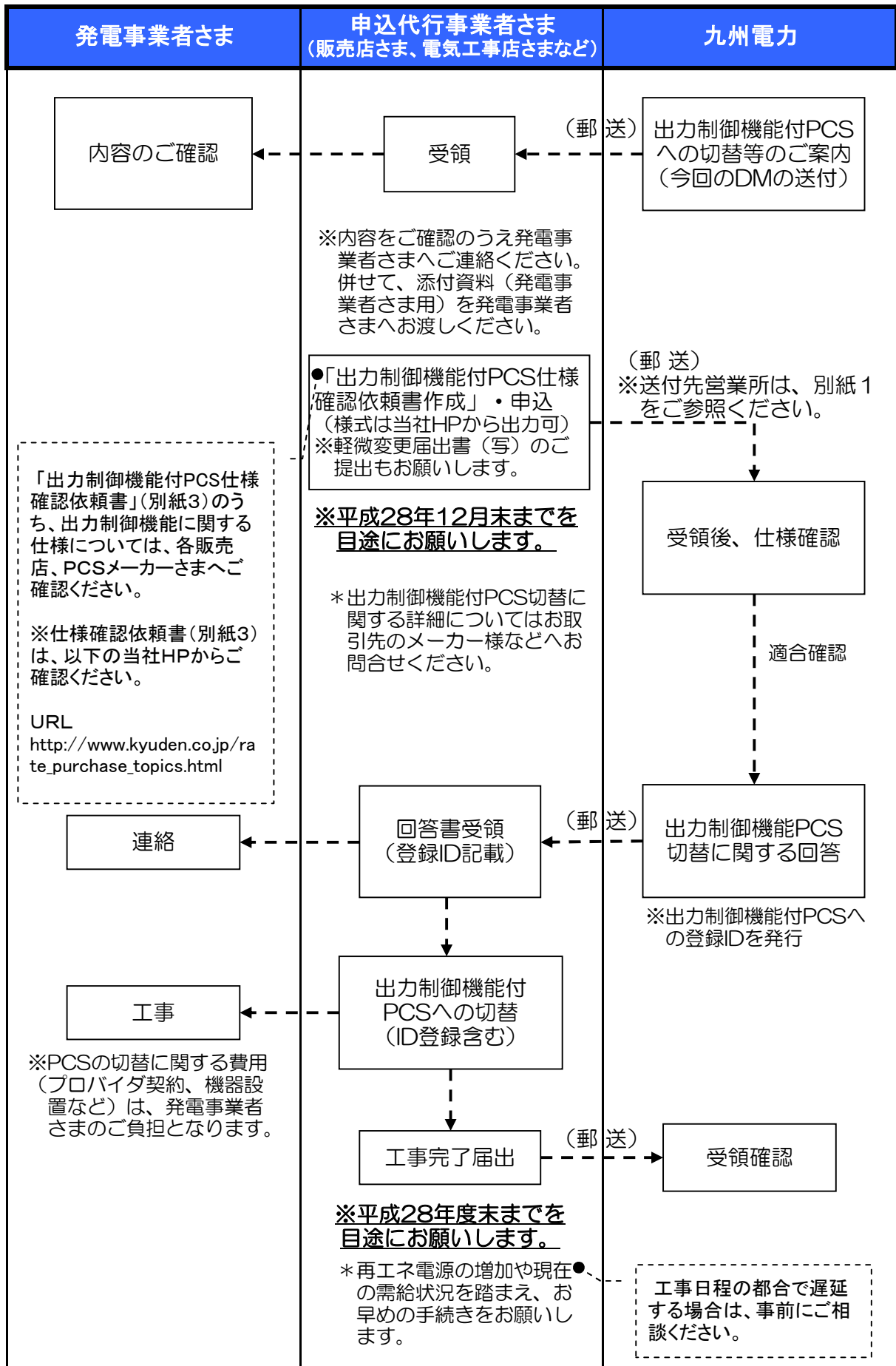
### (※4) 「出力制御機能付PCS」への切替

- 「出力制御機能付PCS」の販売開始は、各販売店によって、時期及び対応方法が異なる場合があります。また、インターネットへの接続（プロバイダ契約、機器設置などを含む）が必要となります。
- 切替期限までの対応が困難な事情がある場合は、お早めに当社までご相談ください。
- 出力制御機能付PCSへの切替に伴う設備認定の手続きは軽微変更申請が必要です。

## 出力制御対象お申込み一覧

No.	担当 営業所	発電事業者	発電場所 (発電所名)	連系承諾日	連系開始日	制御対象出力 (kW)	管理No.
1	霧島	〇〇ソーラー さま	霧島市〇〇町1111 (1-1、1-2、1-3、1-4) (▲▲発電所)	平成27年5月22日	平成27年7月10日	200	124569
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

「出力制御機能付PCS」の切替等に関する手続きについて



## よくあるご質問

Q

出力制御機能付PCSへの切替は、なぜ必要なのか。

A

九州本土では、太陽光の申込済量が、接続可能量（30日等出力制御枠）を超えており、このままの状態では連系をした場合、発電量が電気を使う量を超えてしまい、安定して電気をお届けすることが困難となります。このため、平成27年1月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、同年2月以降の連系承諾分から、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じた上で、無制限・無補償で出力制御にに応じていただけることを前提に連系を行っております。

Q

なぜ、連系当初に出力制御機能付PCSを付けられなかったのか。

A

平成27年1月時点において、出力制御機能付のPCSは、市販されておりました。このため、出力制御機能付PCSの開発が完了次第、対応（切替）していただくことを前提に、連系させていただいております。

Q

今回の手続きでどのくらい費用がかかるのか。

A

切替費用（高圧） 0.4～0.8万円/kW（経済産業省審議会資料抜粋）  
現地PCSの設置状況などにより切替費用は異なりますので、詳しくは太陽光発電設備のお取引先へご確認ください。  
なお、切替に伴う費用は、お客さまのご負担となりますので、ご了承ください。

Q

出力制御機能付PCSの詳細はどこに確認すればいいのか。  
また、こういった工事が必要になるのか。

A

太陽光発電設備のお取引先へご確認をお願いします。  
なお、必要な工事は、主に以下のとおりですが、太陽光発電設備の設置状況により異なる場合があります。  
（出力制御機能付PCS設置全般、インターネット環境構築、配線工事など）

Q

出力制御機能付PCSへの切替を行わなかった場合、どうなるのか。

A

お客さまの太陽光連系につきましては、平成27年1月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じた上で、無制限・無補償で出力制御にに応じていただけることを前提に連系を行っております。電力の需給バランスの維持、安定供給のため、何卒ご協力をお願いします。  
なお、に応じていただけない場合、現在のご契約を解約させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q

出力制御が始まるということか。

A

今回のお手続きのご案内は、各メーカーさまが「出力制御機能付PCS」を開発し、切替に関する受付準備が整ったことから、行っているものです。実際の出力制御の時期については、今後の再エネの導入状況、需要や電源の状況などを見極めて判断することになります。

## 《九州電力からの重要なお知らせ》

発電事業者様 各位

### 太陽光発電設備に関する出力制御機能付 パワーコンディショナ（PCS）の切替などについて

平素は、当社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社では、平成26年3月に相当数の再エネ（主に太陽光発電）のお申込みが集中したことから、今後、どの程度の太陽光発電の接続が可能かの検討（接続可能量※1の算出）を行い、平成26年12月に公表しております。

\* 接続可能量を超えて接続する太陽光連系については、当社が太陽光発電の出力制御が必要と判断した場合に、無補償での出力制御（※2）に応じていただきます。  
(平成27年1月 省令改正)

九州本土の太陽光発電のうち平成27年2月以降の連系承諾分については、出力制御が必要となった場合にご協力していただくこととしておりますが、貴社のお申込み（連系済み）については出力制御の対象となっております。

\* 制御に必要な「出力制御機能付PCS（※3）」については、これまで開発されていなかったため、開発完了後、速やかに対応いただくこととしておりました。

このため、今後「出力制御機能付PCS」への切替を行っていただく必要がりますが、この度、各メーカーさまが「出力制御機能付PCS」を開発され、切替に関する受付準備が整いました（※4）ので、既存PCSからの切替手続きのご案内をさせていただきます。

なお、お手続きに伴う費用（工事費、通信費用など）につきましては、発電事業者さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

(注) PCSの切替費用に加え、出力制御に必要な費用（インターネット回線費含む）は、発電事業者さまのご負担となります。

詳しくは、申込代行事業者さまへご確認をお願いします。

※既にインターネット回線がある場合、利用可能な場合もありますので、併せてご確認をお願いします。

(※1～4) については裏面をご覧ください。

#### 【ご注意事項】

出力制御機能付PCSへの取替は、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものです。

お手続きに応じていただけない場合は、太陽光連系に関するご契約が解約となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上





### (※1) 接続可能量とは？

- 電気は、消費（ビル、商店、ご家庭などの電力使用量）と発電（当社発電所や太陽光による発電など）が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。

・昼間の消費電力（ビル、商店、ご家庭など）を太陽光による発電量が上回った場合、電力の需要と供給のバランスが崩れ、電気を安定してお届けすることが困難となります。  
（特に電気の需要の少ない春や秋に発生する可能性があります）

- 太陽光の申込みが急速に伸びている状況を踏まえ、太陽光などの発電量が需要を上回った場合は、その発電量の制御が必要となります。
- F I T制度において、電力会社が30日、360時間の上限を超えて出力制御を行わなければ追加的に受入不可能となる時の「太陽光発電の受入れ可能な量」を「接続可能量（30日等出力制御枠）」といいます。（当社で算出し、国により確定）

### (※2) 無補償での制御とは？

- 九州本土では既に「接続可能量（30日等出力制御枠）」を超えてのお申込を受けており、これらのお申込み分は、全て、太陽光発電の無制限の出力制御対象となります。
- このため、需給バランス上、出力制御が必要となった時点で、無制限・無補償で出力制御に協力していただくこととなります。

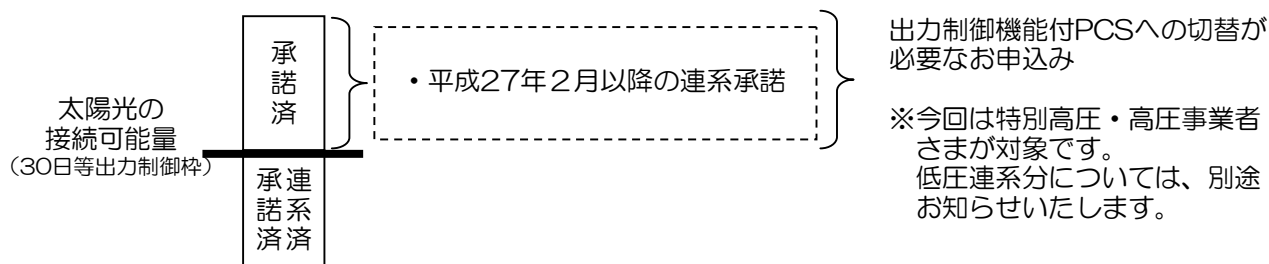
・太陽光の申込量が接続可能量を超えて、太陽光などの発電量の出力を制御する必要が生じた際は、法律により、無補償で出力制御にに応じていただく必要があります。（余剰買取の場合、自家消費分を除いた余剰買取分が対象）  
（平成27年1月の再エネ特措法省令の改正によるもの）

注）出力制御の時期は、今後の太陽光の導入状況や需給バランスを見極めながら、必要性を判断することとなりますので、現時点では具体的な時期は決定しておりません。

### (※3) 出力制御機能付PCSとは？

- PCS（パワーコンディショナー）には、太陽光発電設備にて発電した電気を安定した出力に整えて、当社系統へ連系する役割があります。
- このPCSの機能を活用し、当社系統に連系する発電量を自動で制御することが可能なPCSを「出力制御機能付PCS」といいます。

・接続可能量を超えての太陽光のお申込みにつきましては、連系にあたり、発電事業者さまにおいて出力制御が可能となる設備（出力制御機能付PCS）の設置及びその費用負担を行うことが法律により義務付けられています。  
（平成27年1月の再エネ特措法省令の改正によるもの）



### (※4) 「出力制御機能付PCS」への切替

- 「出力制御機能付PCS」の販売開始は、各販売店によって、時期及び対応方法が異なる場合があります。また、インターネットへの接続（プロバイダ契約、機器設置などを含む）が必要となります。
- 切替期限までの対応が困難な事情がある場合は、お早めに当社までご相談ください。
- 出力制御機能付PCSへの切替に伴う設備認定の手続きは軽微変更申請が必要です。

## よくあるご質問

Q

出力制御機能付PCSへの切替は、なぜ必要なのか。

A

九州本土では、太陽光の申込済量が、接続可能量（30日等出力制御枠）を超えており、このままの状態では連系をした場合、発電量が電気を使う量を超えてしまい、安定して電気をお届けすることが困難となります。このため、平成27年1月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、同年2月以降の連系承諾分から、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じた上で、無制限・無補償で出力制御にに応じていただけることを前提に連系を行っております。

Q

なぜ、連系当初に出力制御機能付PCSを付けられなかったのか。

A

平成27年1月時点において、出力制御機能付のPCSは、市販されておりました。このため、出力制御機能付PCSの開発が完了次第、対応（切替）していただくことを前提に、連系させていただいております。

Q

今回の手続きでどのくらい費用がかかるのか。

A

切替費用（高圧） 0.4～0.8万円/kW（経済産業省審議会資料抜粋）  
現地PCSの設置状況などにより切替費用は異なりますので、詳しくは太陽光発電設備のお取引先へご確認ください。  
なお、切替に伴う費用は、お客さまのご負担となりますので、ご了承ください。

Q

出力制御機能付PCSの詳細はどこに確認すればいいのか。  
また、こういった工事が必要になるのか。

A

太陽光発電設備のお取引先へご確認をお願いします。  
なお、必要な工事は、主に以下のとおりですが、太陽光発電設備の設置状況により異なる場合があります。  
（出力制御機能付PCS設置全般、インターネット環境構築、配線工事など）

Q

出力制御機能付PCSへの切替を行わなかった場合、どうなるのか。

A

お客さまの太陽光連系につきましては、平成27年1月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じた上で、無制限・無補償で出力制御にに応じていただけることを前提に連系を行っております。電力の需給バランスの維持、安定供給のため、何卒ご協力をお願いします。  
なお、に応じていただけない場合、現在のご契約を解約させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q

出力制御が始まるということか。

A

今回のお手続きのご案内は、各メーカーさまが「出力制御機能付PCS」を開発し、切替に関する受付準備が整ったことから、行っているものです。実際の出力制御の時期については、今後の再エネの導入状況、需要や電源の状況などを見極めて判断することになります。